

相続裁判・口頭弁論再開 10/22 の傍聴のお願い

母親の死後、生前贈与や遺贈が無効であるとして長女が長男と配偶者を訴えた訴訟（平成 20 年(ワ)第 23964 号、土地共有持分確認請求事件）の口頭弁論が再開されます。

日時：2012年10月22日14時～

場所：東京地方裁判所610号法廷

相続裁判は第6回口頭弁論（平成22年5月19日）で結審しましたが、結審後に新たな遺産が確認されたことなどを理由に原告は平成24年7月2日付で弁論再開申立書を提出しました。お時間が取れる方は、ぜひ、傍聴をお願いします。

今、「いじめ」が大きな問題になっています。「いじめ」は学校だけの問題ではありません。高齢者いじめも古くて新しい問題です。この相続裁判も高齢者虐待に通じる裁判です。裁判では被告が入院中の母親の点滴（経管栄養）の注入速度を速め、延命治療を全て拒否したことが明らかになりました。

被告代理人は「長男が母親の点滴を早めたなどの主張をしておりますが、それは点滴ではなく流動食であり、何ら問題ないものです」と開き直りました。しかし、経管栄養は医療行為であり、ミスをすれば患者を死に至らしめる危険のあるものである。医者が定めた流入速度を「時間がかかりすぎる」という理由で勝手に速めて良いものではありません。

延命治療の拒否については医師記録の8月20日には「family (son)は延命につながる治療を全て拒否。現在 Div.（注：点滴 Drip Infusion into Vein）で維持しているのも好ましく思っていないようである」と、被告（son=息子）が母親の生命維持を好ましく思っていないと指摘しています。

この裁判では被告本人が作成した文書を国税庁作成（乙第14号証）と詐称するなどの被告の虚偽も追及しています。

この裁判は東京地裁民事第31部合議 B 係（裁判長：館内比佐志、右陪席：杉本宏之、左陪席：後藤隆大）に係属しています。これは2005年10月に自殺した埼玉県北本市立中1年の中井佑美さん（当時12歳）の両親が「いじめの防止義務を怠った」などとして、損害賠償を求めて東京地裁に提訴した裁判（平成19年（ワ）第2491号損害賠償請求事件）と同じ構成です。

北本いじめ裁判の判決は同級生から「きもい」と悪口を言われ、下駄箱から靴を落とされ、「便器に顔をつけろ」と言われるなどの事実がありながら、「一方的、継続的ではなく、自殺の原因になるようないじめがあったとは認められない」として自殺生徒遺族の訴えを退け、社会から大きな批判を受けています。高齢者虐待を論点とする相続裁判での裁判所の判断が注目されます。

http://beauty.geocities.jp/souzoku_nakano

http://beauty.geocities.yahoo.co.jp/gl/souzoku_nakano